

鎌倉市都市景観条例改正に対する意見と市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>乱開発・悪質業者を排除する観点から開発許可等を与える際の許可基準として次の様な事項を盛り込んで欲しい。</p> <p>過去に一度でも法令違反を犯した業者には建築許可を与えない。</p> <p>共同事業体においても違反業者が含まれる場合は、許可を与えない。</p> <p>許可申請後でも違反行為があった場合、住民とトラブルがあった場合などは許可を取り消すことができる。</p>	<p>開発許可、建築確認等に関する違反については、都市計画法、建築基準法、景観法等、各法律に罰則が定められており、違反者に対する対応はそれぞれの法律に委ねることとなります。</p> <p>なお、今回改正を行う鎌倉市都市景観条例は、景観法の委任を受けた部分の他、市独自に新たな手続きの規定を定めることが中心となっています。これは市民・事業者・行政の協働によって良好な景観形成を推進していくための仕組みを定めているもので、罰則等の強化により強制力を持たせる主旨のものではありません。</p>
2	<p>由比ガ浜海浜公園の使用条件が厳しくなり、昔に比べ利用者が減っている。景観を損ねるというなら、動物と人間が共生できる鎌倉らしい公園をつくってみてはどうか。使用者の少ない、公園の芝の育成などに多額の金をかけるなら、ドッグランやもっと遊べる遊具を考えた方が良い。</p>	<p>今回の条例改正は、景観法の委任を受けた部分の他、市独自に新たな手続きの規定を定めることが中心となっています。ご意見は、この条例改正に直接関係しないことから担当課に申し伝えま</p>